

平成24年9月28日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 様

扶桑町長 江戸 満

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 についての回答について

みだしの件について、下記のとおり回答します。

### 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

#### 【回答 健康福祉部長】

住民の福祉の増進を図ることを基本にして、限られた財源の中で社会保障施策の充実に向け総合的かつ計画的に実施してまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

#### 【回答 健康福祉部長】

国の施策、法令等は遵守しなければならない立場であり制約されることもあるかと察しますが、住民の福祉の増進に努めたいと考えております。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

#### 【回答 政策調整課長】

地域主権改革は、欠かすことの出来ない部分であり、また、住民福祉のサービス低下をもたらすことのないよう、国の動きに注視してまいります。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

#### 【回答 税務課長】

町税の滞納者への徴収は、他の納税完納者との公平性を確保するためにも必要なことであり、滞納整理機構の職員と協働して滞納整理を進めております。徴収に関する知識や技術の向上を図るためにも、滞納整理機構に参加する意義は大きいと判断しております。また、滞納整理にあたっては、滞納者と面談をして可能な限り生活状況の把握に努めており、地方税法第15条の規定の適用や減免等についても適正に行っております。

## ★【2】福祉医療制度について

【回答 住民課長】

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

存続又は拡充しています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成25年1月1日診療分から中学校卒業年度末の通院分まで子ども医療費無料化を拡大します。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

手帳1級・2級の方への全疾病拡大を実施しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

国により、社会保障全般の在り方の中で検討されるべきことと考えています。

## 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障について

#### (1)介護保険について【回答 介護健康課長】

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

国庫、県費等の歳入見込と給付等の歳出見込により保険料必要額を算出しますが、少しでも保険料を抑えるため介護給費準備基金のほぼ全額に近い額を取り崩す形で保険料の設定をしました。

また、平成21年度から保険料負担段階は第9段階で設定しており、平成24年度からはさらに細分化し10段階としております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

現在のところ実施予定はありません。要支援1、2の方の介護予防サービスは保険給付によりサービス提供されます。また、要介護・要支援とならないよう二次予防対象者把握、転倒予防教室等の地域支援事業の充実に努めたいと考えます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

小規模特別養護老人ホームが平成24年4月1日に開設されました。第5期計画に施設整備の計画はありませんが、次期計画(平成27年度～平成29年度)において状況をみながら施設整備を検討したいと考えます。

また、低所得者等の入所確保のための助成制度は現在のところ考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

中学校区毎での設置は現在のところ考えておりません。

委託費については、地域事情、事業量等を踏まえ適時検討したいと考えます。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成24年度から平成26年度における介護従事者処遇改善加算が創設されました。県関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいりたいと考えています。

## (2)高齢者福祉施策の充実について【回答 介護健康課長】

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

買い物などの多様な生活支援については、特定(虚弱)高齢者において、介護保険要支援対象者に準じ、ホームヘルプ事業により対応しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

巡回バスは実施していませんが、80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しています。(80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もあります)

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用などにつなぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めておりますが、地域主体の自立事業として推進し、地域開設当初については、社会福祉協議会に宅老スタッフを概ね1年間定期的に派遣し、起動にのるよう務めております。よって、助成金制度は考えておりません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

**【回答】**

高齢者の生活者の視点に立って、だれもが安心して暮らすことのできる良好なバリアフリーなどの住環境や居住水準の向上は必要ですが、高齢者住宅の公営整備することは、財政上困難であります。ただし、持ち家の高齢者の方を対象に介護認定者、特定高齢者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり住み慣れた住まいのなかで住環境が向上するよう対応に努めております。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

**【回答】**

配食サービスは、月曜から土曜日の週6回(夕食)実施しています。また、盆休み・年末年始も実施しており、声かけ等しながら高齢者の見守り等十分配慮しながら施しております。助成や自己負担額引下げは考えていません。(参考 社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象に、ボランティアによる会食、配食サービスを実施しています。)

**★(3)障がい者控除の認定について【回答 税務課長】**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

**【回答】**

主として支援2、介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけ、さらに個別に意見書、調査票から判断し対象者を認定しております。

- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

**【回答】**

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

**2. 高齢者医療などの充実について【回答 住民課長】**

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

**【回答】**

送付しています。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

**【回答】**

発行していません。

**3. 子育て支援などについて**

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

**【回答 介護健康課長】**

平成21年4月から産前7回を14回に拡大し、原則無料で受診できるようにしています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答 学校教育課長】

就学援助制度については、国の基準に準じています。  
申請の受付は、学校・町のどちらでも受け付けしています。  
民生委員の証明は、行っておりません。  
扶桑町ホームページでも案内しています。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答 学校教育課長】

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いします。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答 学校教育課長】

放射性物質に心配のある食材については、納入業者より放射性物質検査結果を取り寄せ安全を確認しています。また、町独自で環境放射線モニタを使用し野菜類を毎日計測して安全を確認しています。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答 総務課長】

ダンボールの間仕切りの設置を計画するなど、順次進めています。

#### 4. 国保の改善について【回答 住民課長】

- ①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国民健康保険制度の安定化を図るため、都道府県単位化を検討していただきたいと考えております。

#### ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの繰入額は、平成15年度から減額とらないようにしており、被保険者数が減少する中、一人当たりの補助額は増加しております。

医療費の増加も見込まれますが、保険料(税)は引き上げない方向で検討しています。

低所得者の方に配慮し、23年度から7割・5割・2割へと軽減を拡大しました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

厚生労働省において均等割軽減策についても検討がなされていると聞いており、国の制度によって対応していきたいと考えております。

町単独で、一般会計による減免を実施する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現行の減免基準により実施していきたいと考えております。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現行の減免基準により実施していきたいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書の発行はしていません。

18歳年度末までの子どもについては、全員に保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

給付の制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

【回答】

納税相談等により、納付計画に従って納付されている世帯については、正規の保険証を交付しています。

短期保険証は、6か月の有効期限で発行しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

現年度分については、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどは実施していません。

無保険者の調査は困難であると考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

本年度から生活保護基準の1.3倍以下の世帯を対象とした一部負担金の減免を実施しており、当面は現行の減免基準により実施していきたいと考えています。

周知についても、順次実施したいと考えています。

## 5. 障がい者・児施策の拡充について【回答 福祉児童課長】

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】

障がい福祉サービス等にあつては国の基準に基づき行い、地域生活支援事業については、市町村民税非課税世帯を減免するなど負担軽減に配慮しています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

障がいのある方の事情を十分配慮し、支給決定しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】

臨時的な利用を認めています

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答 介護健康課長】

介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答 総務課長】

学校・学習等供用施設等それぞれの大規模改修時に併せて進めています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】

福祉避難所については、現在検討中です。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答】

今後も個人情報保護の保護に留意し対応します。

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答 住民課長】

特定健診については、医師会及び管内市町で協議し、一部負担金1,000円で実施しています。

**【回答 介護健康課】**

がん検診については、個別方式、集団方式のどちらも実施しております。このうち、女性特有がん検診については、節目年齢の方を対象に無料で受診できるようにしています。

また、歯周疾患検診についても、節目年齢の方を対象に無料で受診できるようにしています。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

**【回答 介護健康課長】**

40歳未満の方を対象にして、さわやか検診、骨検診、子宮がん検診を実施しております。住民税非課税世帯と生活保護世帯の方は無料ですが、それ以外の方は、自己負担が必要となります。

**7. 予防接種について【回答 介護健康課長】**

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

**【回答】**

現在、Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの各予防接種は、一部助成により接種しております。生活保護世帯と住民税非課税世帯の方は無料ですが、それ以外の方は、自己負担が必要となります。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

**【回答】**

現在、高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種された75歳以上(心臓等に一定の障害をお持ちの方などは60歳以上)の方を対象に4,000円費用助成を行っています。水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウィルスにつきましては、今後、国の検討状況、近隣市町の動向等をふまえて検討していきたいと考えております。

**8. 生活保護について【回答 福祉児童課長】**

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**【回答】**

福祉事務所と連携し、適切に対応しています。

②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

**【回答】**

就労支援については、福祉事務所の担当者が行っています。生活指導にあっても正職員が福祉事務所の担当者と協力し行っています。今後も継続します。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

**【回答】**

警察官OBの窓口等への配置は行っていません。粗暴な方の申請があるときなどに、福祉事務所職員に同行することがあります。



**【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ①消費増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

**【回答 政策調整課長】**

人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障は増大するばかりであり、その財源を安定的にどのようにして確保するかが課題であることから、財政の健全化と併せて税法の見直しは必要であります。また、同様の理由から社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化と、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度実現をするために必要と思っております。

マイナンバー制度の趣旨は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのものとなっています。今後、国会などで十分な議論がされていくと思われまますので、注視していきます。

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

**【回答 住民課長】**

現在、国による検討がなされているところであり、様子を見守りたいと考えております。

- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

**【回答 住民課長】**

国によって検討がされており、様子を見守りたいと考えています。

国民健康保険については、都道府県単位化を検討していただきたいと考えています。

国庫負担の増額については、要望しています。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

**【回答 介護健康課長】**

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護福祉従事者の処遇・人材育成・確保について、全国知事会、全国町村会において要望しているところです。

また、高齢者の自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定を図るよう要望しております。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

**【回答 住民課長】**

医療費無料制度及び国庫負担金減額の撤回については、国に要望しております。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答 住民課長】

診療報酬改定については、医療全般の情勢を考慮して検討されるものであり、動向を見守りたいと考えています。

- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答 福祉児童課長】

障害福祉サービスに関する利用者負担は、国による軽減策が行われており、平成22年度から町民税非課税世帯の負担はありません。また、障がい福祉サービスと介護保険の関係については、国の基準に基づき行います。

- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

【回答 介護健康課長】

国における任意予防接種の定期化に関する検討の推移を見ながら、機会をとらえて要望したいと考えています。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1)福祉医療制度について【回答 住民課長】

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

要望しています。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

要望しています。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

要望しています。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

機会があれば要望したいと考えています。

### (2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答 住民課長】

医療制度全般の将来的な安定運営を図るため、少子高齢者社会の急速な進展などの社会情勢を考慮し、県としての判断をしたものと考えており、本町として意見書を提出することは考えていません。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答 住民課長】

広域連合から要望書を提出しています。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答 住民課長】

要望しています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答 福祉児童課長】

障害福祉サービス、補装具及び地域生活支援事業については、平成 22 年度から町民税非課税世帯の利用者負担をなくしています

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答 福祉児童課長】

コロニーについては愛知県が検討していますので、見守りたいと思います。

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答 介護健康課長】

災害時における医療体制の確立は必要で重要な課題です。近隣市町と連携し、機会をとらえて要望したいと考えています。

⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答 介護健康課長】

広域的な問題としてとらえ、近隣市町と連携し、協議していきたいと考えています。

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答 介護健康課長】

近隣市町と協議していきたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書【回答 住民課長】

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】

すでに広域連合から提出しています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】

各広域連合独自の減免制度にするのではなく、国の責任において全国一律の措置として定められるべきものと考えています。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

発行していません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】

広域連合の判断を尊重したいと考えています。